

令和3年第2回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和3年5月13日 (木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	5月13日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	三 浦 知 将	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	次 長 兼 税 務 課 長	鈴木 孝治
		総 務 課 長	戸谷 政司		
	民 生 部	部 長	寺西 孝	次 長	佐藤 正浩
		次 長 兼 保 険 医 療 課 長	不破 生美		
	産 業 建 設 部	部 長	肥尾建一郎		
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 和光		
	消 防 本 部	消 防 長	黒川 康治		
教 育 委 員 局 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	14 番	高 阪 康 彦	1 番	山 岸 美 登 利	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会期の決定
- 追加日程第4 議会議長の辞職
- 追加日程第5 選挙第5号 議会議長の選挙
- 追加日程第6 議会副議長の辞職
- 追加日程第7 選挙第6号 議会副議長の選挙
- 日程第8 選任第1号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 選任第2号 議会常任委員会委員の選任について
- 日程第10 選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について
- 追加日程第11 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について
- 追加日程第12 選挙第7号 海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 追加日程第13 選挙第8号 海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第14 承認第1号 蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて
- 日程第15 議案第25号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 追加日程第16 承認第1号 蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて
- 追加日程第17 議案第25号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和3年第2回蟹江町議会臨時会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、皆様には円滑な議会運営にご配慮をいただき、感謝申し上げます。

愛知県下におきましては、5月12日にまん延防止等重点措置から、当蟹江町も含めた緊急事態宣言として感染防止対応が強化されるなど、大変厳しい状況が続いております。傍聴者を含めた議場内におられます全ての方々におかれましては、感染予防を継続して行うようお願いいたします。

ここで、さきの補欠選挙により当選されました三浦知将議員の議席についてご説明いたします。現在の席は、仮の議席として配席いたしております。後に開かれる議会運営委員会において正式に決定される予定であることをお伝えいたします。

それでは、さきの議員補欠選挙により当選されました三浦知将君の自己紹介の発言を許可いたします。

○5番 三浦知将君

おはようございます。このたび、補欠選挙で議員として当選しました三浦知将と申します。

皆様からたくさん学んで、町政、町へたくさん貢献していきますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

続きまして、4月1日付で職員の異動がありましたので、順次、職員の自己紹介の発言を許可します。

職員の自己紹介に当たり、必要な職員の入場と挨拶後の退席を許可します。

○消防長 黒川康治君

おはようございます。4月1日付で消防長を拝命いたしました黒川でございます。よろしくようお願いいたします。

○消防次長兼消防署長 高阪洋一君

おはようございます。4月1日付で消防次長兼消防署長を拝命しました高阪です。よろしくようお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

おはようございます。このたび、民生部次長兼保険医療課長を拝命いたしました不破生美でございます。今後ともよろしくようお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

おはようございます。4月1日付で産業建設部次長兼まちづくり推進課長を拝命しました

福谷でございます。よろしく願いいたします。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

おはようございます。4月1日付でふるさと振興課長を拝命しました北條寿文です。どうぞよろしく願いいたします。

○消防本部総務課長 高塚克己君

おはようございます。4月1日付で消防本部総務課長を拝命いたしました高塚です。よろしく願いいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

おはようございます。4月1日付で安心安全課長を拝命いたしました綾部 健です。よろしく願いいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

おはようございます。4月1日付で生涯学習課長を拝命いたしました佐々木淑江でございます。よろしく願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

おはようございます。4月の異動により政策推進課長を拝命しました丹羽修治といたします。一生懸命頑張りますので、ご指導よろしく願います。

○消防本部予防課長 山田悌司君

おはようございます。4月1日付で消防本部予防課長を拝命しました山田と申します。よろしく願いいたします。

○議長 安藤洋一君

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回蟹江町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には萩野み代さんを指名します。

ここで、本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いいたしたいと思っております。

議会運営委員長、中村英子さん、お願いいたします。

○議会運営委員長 中村英子君

それでは、委員の皆様は、協議会室のほうにお集まりいただきますようお願いをいたします。

○議長 安藤洋一君

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午前9時07分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時27分)

○議長 安藤洋一君

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

大変お待たせをいたしました。ただいま開きました議会運営委員会につきまして、ご報告をさせていただきます。

今のご報告は口頭にて行いますので、お願いいたします。

今、行われました協議事項でありますけれども、会期の決定につきましては、本日1日とするということになりました。

続きまして、議事日程につきまして協議をいたしました。ただいま議長からもお話しありましたように、本日の議事日程につきましては、ペーパーで皆様のお手元に配付をさせていただいております。

今日は、役員の改選ということがありますので、いろいろ代表者会議を開いたり、調整とかいろいろありまして、日程につきまして少し柔軟性が高いものですから、本日はタブレットには入れず、ペーパーにて議事日程については行うということで、ご了解をお願いいたします。

協議事項については以上2点ですが、その他といたしまして、先ほども議長から、新たに加わりました三浦議員の議席についてのお話がありましたけれども、その議席のことですが、変更をさせていただくということになりました。

資料がお手元にありますでしょうか。

今、仮議席で、5番の以前の戸谷議員のところにお座りになっていただいておりますが、これを新人ということでもございますので、2番ということに変更をさせていただきたいと思っております。

2番には今、板倉議員が座っておりますけれども、板倉議員を5番ということで、2番と5番を変更させていただくということで、議運のほうで決めさせていただきましたので、後ほど議長から議席の変更ということでお願いいたします。その際、暫時休憩いたしまして、そこで交代をしていただくことになると思います。

それから、次は、町長の5期目ということで、就任のご挨拶ということでありまして、お待ちかねの人もいらっしゃるようでございまして、先ほども声がありましたけれども、今日は町長の5期就任の挨拶をこの後していただくということになります。

また、次は、クールビズの実施ということですが、これも例年行われておりますけれども、今年もクールビズの実施ということを行いますので、また、その内容につきましては皆さんご承知のとおりだと思いますので、そのようにご協力をお願いいたします。

また、その他ということではありますが、議員互助会です。議員互助会を、閉会後に役員会と総会を行っていきます。

また、その他ですが、今日も非常にコロナの感染症、大変拡大しているということで、心配な状態になっております。緊急事態宣言も愛知県にも出されておりますが、今日、議長の交代とか、副議長の交代とか、いろいろちょっとありますので、消毒作業が職員によりまして、何回か行われるかと思っております。そのたびに暫時休憩ということにもなりますが、そのことのご協力をお願いしたいというふうに思います。

ちょっと戻りますが、本日の議事日程について、ちょっと開いていただきたいんですが、議事日程の1番ですが、その1なんですけれども、従来どおりの手続きを議事日程1で行いますが、1、2、3で行います。その後、議事日程のその2ということで、議会議長の辞職が予定されております。それに伴いまして、それが決定しました後に、議長の選挙ということになっています。そしてまた、議長の選挙が終わりました後に、副議長の辞職が予定されておりますので、その辞職に伴う、また選挙ということが行われます。

正副議長が決定いたしましたら、その後、各運営委員会の委員の選任を行っていきます。議会運営委員会委員、または総務民生、そしてまた、防災建設、そしてまた、議会広報編集委員会の選任についてを取り扱っていきます。

また、日程その5ですが、同意第1号ということで、監査委員の選任も行います。この決定に当たりましては、各派代表者会議による調整が必要かと思っておりますので、随時、各派代表者会議を開催してまとめていくという形になりますので、その都度、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

そしてまた、監査委員が決まりましたら、あとは組合議会議員が、それに伴って変更がある場合は変更し、新たに選任していくということになります。

追加議案につきましては、追加議案ということで、町のほうから蟹江町の税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認ということが出ております。これは前回の議会のときに申し

上げましたけれども、固定資産税に係ります税条例の改正がありまして、議会に間に合わないということで、専決をしていいよということを確認しておりますので、その中身についての報告、そして承認をしていきます。

そして、続きまして、一般会計補正予算（第2号）ということで、本日計上したいということでもあります。これはコロナ関係のものでありますけれども、これも時間的な問題がありますので、本日の臨時議会で取り上げていきます。

この補正予算の内容につきましては、上程した後、直ちに協議会を開催していただきまして、その協議会の中で、いろいろご質問等あったらお願いをしたいと思います。新型コロナワクチン接種につきまして、これも予約が開始されたりしておりますので、皆様のご意見等ありましたら、ここで質問等していただければというふうに思っております。

以上が本日の議会運営委員会の内容であります。

本日1日、感染等に注意しながら、皆様のご協力をいただき、スムーズにいきますようによろしくお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

（9番議員降壇）

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

消毒作業のため、暫時休憩します。

（午前9時36分）

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時38分）

○議長 安藤洋一君

ここで、横江町長の5期就任の挨拶を許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

（町長登壇）

○町長 横江淳一君

皆さん、改めまして、おはようございます。

貴重なお時間をいただきまして、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

先ほど来ご案内のとおり、この4月2日をもちまして5期目の町政をスタートさせていただくこととなりました。もとより、本日お集まりの議会議員の皆様方には、ご協力を賜ることを、そしてご迷惑をおかけすることがあると思いますが、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

この議会制民主主義の中で、我々、住民から負託を受けた案件は、本当に今、このコロナ禍において、厳しいものがあるというふうに理解をしております。立場は違いますが、

目的に向かって、しっかり完遂ができるように頑張ってやってまいりたいというふうに思っております。

また、この後の全員協議会で、新型コロナワクチンの対策につきまして、お願いとご挨拶をさせていただき予定になってございますけれども、いずれにいたしましても、新たに4期の蔓延時期に入りました。これが一向に収まる気配がありません。まん延防止等重点施策を行い、封じ込めを行った割には、なかなか新規の患者数が減る状況にはございません。10万人当たりの罹患数も、非常に蟹江町は高いものがまだ維持をされており、非常に我々としては困惑している状況ではあります。

そんな中で、先般12日から緊急事態宣言を発令をされ、5月31日までが非常に厳しい状況に、我々はなるというふうには理解をさせていただいております。特に飲食店の皆様方、そして劇場等々含めて、集客力の多いご商売をやってみえる方には、大変厳しい状況になるかというふうに思っておりますが、何とぞご理解をいただきますように、我々も国・県にしっかりと、休業体制におきましての補償をこれからも要望していく覚悟でございます。

当蟹江町、この4月1日から第5次総合計画もスタートさせていただきました。伝統ある、歴史ある、そして、この蟹江町を皆さんと共々前へ進めてまいると、全身全霊、頑張っけてまいりたいというふうに考えております。

今日はこの後、役員人事もございしますが、新たな出発点として、皆様方と手を取り合っ、この蟹江町をすばらしい、住みやすい、住んでみたい、そんな町にしていく覚悟でございますので、どうぞご理解とご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(町長降壇)

○議長 安藤洋一君

ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番高阪康彦君、1番山岸美登利さんを指名いたします。

○議長 安藤洋一君

日程第2 「議席の変更」を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、新たに当選されました三浦知将君の議席を2番とし、2番板倉浩幸君の議席を5番といたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げましたとおり、変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、変更することに決定いたしました。
ただいまの変更により席の移動が必要な方は、指定の議席に移動願います。
消毒作業と議席の移動の間、暫時休憩いたします。

(午前9時42分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時45分)

○議長 安藤洋一君

日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 安藤洋一君

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで、会派の調整が必要ですので、各派代表者会の開催をお願いしたいと思います。各派代表者の方は協議会室へご参集ください。

代表以外の議員につきましては、各控室が指定してありますので、そちらで待機をお願いいたします。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前9時46分)

○副議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議長に代わり、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

(午前10時05分)

○副議長 水野智見君

先ほど、安藤洋一君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長 水野智見君

追加日程第4 「議会議長の辞職」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、安藤洋一君の除斥を求めます。

(13番議員退席)

辞職願を朗読させます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、朗読させていただきます。

令和3年5月13日、蟹江町議会副議長、水野智見殿。蟹江町議会議長、安藤洋一。

辞職願。

このたび一身上の都合により議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長 水野智見君

お諮りします。

安藤洋一君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、安藤洋一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

安藤洋一君の除斥を解きます。

(13番議員入場)

ここで、安藤洋一君の議長辞職の挨拶を許可いたします。安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○13番 安藤洋一君

ただいまご紹介いただきました安藤です。2年間拙い進行で、なかなかスムーズにはまいりませんでしたけれども、皆様のご協力のおかげをもちまして、職務を全うすることができました。本当にありがとうございました。

これからは、また議員として、しっかりと頑張ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(13番議員降壇)

○副議長 水野智見君

ここで、各派代表者会をお願いしたいと思いますので、各派の代表者の方は協議会室へご参集ください。

代表者以外の議員の方につきましては、各控室で待機をお願いします。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前10時09分)

○副議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時25分)

○副議長 水野智見君

議長が欠けております。

お諮りします。

選挙第5号「議会議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第5号「議会議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○副議長 水野智見君

追加日程第5 選挙第5号「議会議長の選挙」を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の出入口を閉じます。

(議場閉鎖)

ただいま出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第1項の規定により、立会人に山岸美登利さん、黒川勝好君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する声なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席の1番より順次投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(発言する声なし)

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

山岸美登利さん、黒川勝好君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票

有効投票 14票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

佐藤 茂君 10票

中村 英子さん 2票

奥田 信宏君 1票

板倉 浩幸君 1票

計14票です。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、佐藤 茂君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました佐藤 茂君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

議長就任の挨拶を許可いたします。佐藤 茂君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○10番 佐藤 茂君

それでは、改めまして、ただいま選挙によって当選させていただきました佐藤 茂といたします。

これから2年間、一生懸命議長の座を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。何分こういう場には慣れておりませんので、またいろいろと皆さんにはご迷惑をかけるかと思いますが、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございます。

(10番議員降壇)

○副議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

これもちまして、新議長と交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

これで議長と交代し、消毒作業のため、暫時休憩といたします。

(午前10時36分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時39分)

○議長 佐藤 茂君

先ほど、水野智見君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第6 「議会副議長の辞職」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、水野智見君の除斥を求めます。

(4番議員退席)

それでは、辞職願を朗読させます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、朗読させていただきます。

令和3年5月13日、蟹江町議会議長殿。蟹江町議会副議長、水野智見。

辞職願。

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、お諮りします。

水野智見君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、水野智見君の副議長の辞職を許可することと決定いたしました。

それでは、水野智見君の除斥を解きます。

(4番議員入場)

それでは、暫時休憩いたします。

(午前10時42分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時44分)

○議長 佐藤 茂君

ここで、水野智見君の副議長辞職の挨拶を許可いたします。水野智見君、ご登壇いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(「退任の挨拶」の声あり)

退任の挨拶をよろしくお願いいたします。

(4番議員登壇)

○4番 水野智見君

ただいまご紹介いただきました水野です。

2か月間の短い間でしたが、副議長として務めさせていただきましたが、いろいろ経験を積んだということで、どうもありがとうございました。

(4番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

すみません、消毒のために暫時休憩ということでございます。

(発言する声あり)

それでは、ここで、会派の調整が必要でございますので、各派代表者会をお願いしたいと思っております。各派代表者の方は協議室にご参集いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(午前10時47分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 佐藤 茂君

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

選挙第6号「副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第6号「議会副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第7 選挙第6号「議会副議長の選挙」を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の出入口を閉じます。

(議場閉鎖)

それでは、ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に板倉浩幸君、飯田雅広君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

(発言する声なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

それでは、ただいまから投票を行います。

議席の1番より順次投票をお願いいたします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(発言する声なし)

投票漏れなしと認めまして、投票を終了させていただきます。

開票を行います。

板倉浩幸君、飯田雅広君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票

有効投票 13票

無効投票 1票でございます。

有効投票のうち

水野智見君 10票

飯田雅広君 2票

板倉浩幸君 1票

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、水野智見君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

(「議長」の声あり)

○6番 黒川勝好君

6番、黒川でございます。

今、結果が出ましたんですが、先ほど10分、15分前に、水野さんは自ら、一身上の都合ということでお辞めになるということをおっしゃって、副議長の職を辞されました。それにもかかわらず、今、選挙をして、水野さんが10票入ったということは、議会の中のいじめじゃないですか、これは。

本人さんが自ら、ここで辞めるとおっしゃったの、まだ5分、10分前ですよ。それを今、選挙をやって、水野さんに10人入れた方、これいじめじゃないですか。私はそう思いますが、どうお感じになりますか、皆さん。

○議長 佐藤 茂君

今、黒川さんから、そういう質問がございましたが、どう思われますでしょうか。

(「議長の答弁」の声あり)

私のですか。それじゃ、私、答えさせていただきますが、これは私の考えでございますので、ひょっとしたら間違っておりますかもしれませんが、確かに黒川さんの言うことは間違っていないような気がいたしますけれども、これは私が判断しては、ちょっとまずいかと思いますので、皆さんのご意見等を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。どうでしょうか。

○7番 伊藤俊一君

このことは慣例で、今まで一身上の都合ということで全て来ておりますので、あまりそういったことにこだわらずに、形式的にこういったことをやられたということだと思いますので、黒川議員におかれましては、そんなことでご了解いただくとありがたいかと、そんなふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○6番 黒川勝好君

いや、これはやっぱり違いますよ。根本的に違う。

一般社会でそれが通じますか。私は今回辞めます、もうこれでありがとうございますと、きちっと10分、15分前には言われた本人が、本人はできないということで意思表示をされたわけですよ、議会の中で。それが15分たたんうちに、また再任されました、これいじめですよ。やりたくないという人にやらせるというのはいじめですよ、完全に。蟹江町議会はいじめをやっておるといことですよ。子どもたちに示しがつかんですよ、これ。どう思いますか。

○14番 高阪康彦君

本人が、いじめというふうには多分思っていないと思いますし、先ほど伊藤議員が言われたように、やはり慣例で、ただ単に辞職の挨拶をされただけということだと思いますので、本人さんから、いじめに遭っているのか、遭っていないのか、そんな、まずこういうことに関して、いじめなんていう、議員に対して、議会のいじめなんていうことを言うこと自体が非常におかしいと私は思います。

○6番 黒川勝好君

これをいじめと言わずに、何をいじめと言うんですか。それはおかしいですよ。

慣例って、今までここで辞めて、次に入った人おられますか、慣例で。ちょっと僕も分からんですけれども、ここで辞めますと言って、次にまた、すぐに同じ職でやられた方って、今までおみえですか。それも一度ちょっとお示してください。

○12番 奥田信宏君

確かに、非常に今、黒川さんの話を聞いたりなんかしていると、確かにそのとおりではありますが、私たちがこちらで思いますのは、本当に短い時間、特に1カ月ちょっとぐらいしか副議長をやっていたいていません。それを副議長、この人をほかに代わるよりも、やっぱり引き続きでやってほしいという私どもの議員の総意が、多分10票となったと思いますので、これは全然違って、こちらがどうのこうのという話じゃなしに、私どもが投票をしたということで、これで正しいと思っております。

○7番 伊藤俊一君

これは、確かに黒川議員おっしゃるとおりだと思いますが、これがいじめだというふうに本人が取ってみえるなら、これ、おっしゃるとおりかも分かりませんが、やっぱり形式的にこうせざるを得んという立場で、先ほども挨拶されたと思いますけれども、その辺、本人、どうですか、水野さん、その辺の思い。いじめられたと思ってみえるのか、いや、これは本当に、実際は辞めたくはないんですけども、僅かな間であって、続いてやるのが一番蟹江町のためになると、そういう思いで受けられたというふうに思います。我々もそういう思いで1票を投じたというふうに思っておりますが、どんなふうに思ってみえますか。

○4番 水野智見君

私としては、先ほど確かに、約2カ月あまりという短い期間でありましたが、いろいろ経験をさせていただきましたということで挨拶をさせていただきました。また、今回10名の方から投票いただいて、副議長ということを押命するに当たりましては、黒川議員の言われることはちょっとよく分からないんですけれども、私は決して、いじめられているというふうな認識には思っておりません。

引き続き2カ月に続いて、させていただけるのであれば、しっかり議長を補佐する立場で務めたいというふうに考えております。

以上です。

○6番 黒川勝好君

じゃ、ちょっと事務局長に聞くんですが、一般的にこれ、辞めたくないのに辞めると言われたら、こんなことやらずに、ほかのやり方はなかったんですか。こういうやり方しかないんですか。1回どうしても辞めなきゃいかんというやり方しかないんですか。それでまた再任ということ、こういう形しかないんですか。本人がやるというか、辞職する意思がなければ、それでやっていけるんじゃないですか。

事務局的にはどうなんですか。こういうやり方すると、一般通念と合わないですよ、これ絶対に。本人の口から、神聖な議場ですよ、議場で言っておるんですよ、10分前に、辞めますと、辞めさせていただきますと。それで、選挙やりました。だけれども、また10票入りました。

それは、形としてはやらなきゃいかん。だけれども、普通一般的に考えりゃ、これはいじめですよ、やっぱり。辞めますと言った人をまたやってくれと。それは、すばらしい方だから、やってほしいという気持ちは皆さん分かる。だけれども、本人が辞めると言ったんだ。そこで違う言い方をしたら、また僕らも、聞いておるほうもあれですけども、本人は間違いなく議場で、皆さんの前で辞めると言ったんですよ。それを、どうしてももう一遍やってくれと、その気持ちは僕も分かりますよ。分かりますけれども、世間一般の道理として、それが合いますかと言っているの。どうですか。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、ご指名いただきましたので、私の答えられる範囲で答えさせていただこうと思います。

今回、皆さんは4年の任期を持たれまして、議員の職務に取り組まれていらっしゃると思います。それで、これは慣例でございまして、2年の任期の途中で、前は1年のときもございましたようすし、役職を改選するという申し合せでもって、今回この臨時議会を開いていただいて、新たな役職で取り組んでいただこうというところで、皆さんの役職を改選するものでございます。

書類につきましては、私ども、これも役所の慣例主義で申し訳ございませんが、議長の書面も実のところ、いろいろなご事情、その時々であるとは思いますが、迅速かつ正確にやっていくために、定型文でもって辞職の願いを出していただいたところでございます。

今、水野議員の本意も確認していただいたところでございますので、これで皆さんの10票の期待を背負っていただいて、水野議員の意欲も皆さんの前で示されたところでございますので、黒川議員には何とぞご理解をいただきまして、この投票を有効と認めていただきたいと事務局長として思います。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、ちょっと、ここであれですけれども、皆さんにちょっとお諮りしたいんですけども……

(「もう終わったの」の声あり)

○7番 伊藤俊一君

今、黒川議員が言ってみえたことに対する答えとしては、まだ不十分だと思いますけれども、やっぱりこういった事態が起きないように、事務局としても以後、対応策をやっぱり考えて提案をされたほうがいいんじゃないかというようなことだと思うんですね。

それを今回のいい教訓として、次回このようなことのないような提案をしていただけるとありがたいなど、そんなふうに思いますので、お願いをいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、決定どおり前へ進めていきたいと思います。

それでは、ただいま副議長に当選されました水野智見君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長就任の挨拶をお願いいたします。水野智見君、よろしく願いいたします。

(4番議員登壇)

○4番 水野智見君

ただいまご紹介いただきました、副議長の選挙で当選させていただきました水野智見でございます。

先ほどいろいろ議論していただきましたが、前回、短い期間ではありましたが、その経験をしっかり身につけて、新議長のサポートをしっかりさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(4番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

それでは、ここで、各派代表者会をお願いしたいと思います。各派の代表者の方は協議会室へご参集いただきますよう、よろしくお願いいたします。

代表者以外の議員につきましては、各控室にてご待機をお願いいたします。

それでは、本会議を暫時休憩させていただきます。

(午前11時19分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時15分)

○議長 佐藤 茂君

日程第8 選任第1号「議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで所属氏名を朗読させていただきます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、お名前を読み上げさせていただきます。

議会運営委員会委員、山岸美登利議員、石原裕介議員、板倉浩幸議員、伊藤俊一議員、飯田雅広議員、吉田正昭議員、安藤洋一議員。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、日程第9 選任第2号「議会常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議会常任委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、お願いいたします。

最初に、総務民生常任委員会の委員からご紹介させていただきます。

総務民生常任委員会委員、山岸美登利議員、三浦知将議員、石原裕介議員、板倉浩幸議員、飯田雅広議員、吉田正昭議員、高阪康彦議員。

総務民生常任委員会は以上でございます。

続きまして、防災建設常任委員会をご紹介いたします。

水野智見議員、黒川勝好議員、伊藤俊一議員、中村英子議員、佐藤 茂議員、奥田信宏議

員、安藤洋一議員。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、日程第10 選任第3号「議会広報編集委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会広報編集委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定を準用し、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、お願いいたします。

議会広報編集委員会委員、山岸美登利議員、三浦知将議員、石原裕介議員、板倉浩幸議員、飯田雅広議員、吉田正昭議員。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、ここで本会議を暫時休憩し、各常任委員会等の正副委員長を互選していただきます。

念のため申し上げますが、委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、その職務はそれぞれ年長委員が行うこととなっております。

なお、正副委員長が決まりましたら、議長へ報告をしてください。

委員会ごとの部屋割りをいたします。総務民生常任委員会は会議室1、それから、防災建設常任委員会は協議会室、以上が終わりましたら、議会運営委員会を先に協議会室で行い、その後、入れ替えを行い、議会広報編集委員会を協議会室で順次行います。

それでは、暫時休憩とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(午後2時19分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時15分)

○議長 佐藤 茂君

ただいま開催されました各常任委員会等の正副委員長が互選されましたので、報告させていただきます。

議会運営委員会の委員長に吉田正昭君、同副委員長に板倉浩幸君。

続いて、総務民生常任委員会の委員長に飯田雅広君、同副委員長に板倉浩幸君。

そして、防災建設常任委員会の委員長に黒川勝好君、同副委員長に伊藤俊一君。

（「違うよ」の声あり）

違う。ごめんなさい、間違えておりました。

訂正いたします。

防災建設常任委員会の副委員長に奥田信宏君。

続きまして、議会広報編集委員会の委員長に板倉浩幸君、同副委員長に山岸美登利君。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

お諮りいたします。

本日の追加日程として予定しております日程第12、日程第14につきましては、継続して同じ議員に行っていただくことになりましたので、日程に追加するのを削除いたしまして、追加日程第11 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」、続きまして、追加日程第12 選挙第7号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」、それから、追加日程第13 選挙第8号「海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙」のみを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、3案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第11 同意第1号「蟹江町監査委員の選挙について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、ご提案申し上げます。

同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めらる。

令和3年5月13日提出、蟹江町長、横江淳一。

議会から選任する監査委員。

住所、蟹江町城二丁目201番地。氏名、高阪康彦。生年月日、昭和22年12月12日。

提案理由、伊藤俊一監査委員が退職されたため。参考といたしまして、任期は選任された日から令和5年4月30日まででございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わったので、地方自治法第117条の規定により、高阪康彦君の除斥を求めます。

(14番議員退席)

それでは、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

では、高阪康彦君の除斥を解きます。

(14番議員入場)

○議長 佐藤 茂君

追加日程第12 選挙第7号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、ご提案申し上げます。

選挙第7号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」。

海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

令和3年5月13日提出、蟹江町議会。議員のお名前が入ります。

提案理由。

この案を提出するのは、水野智見議員の辞職により、組合規約第5条第3項の規定による組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるからである。

参考といたしまして、海部南部広域事務組合議会議員の任期は2年でございます。

規約第5条につきまして、現組合議員を山岸美登利議員と水野智見議員にお願いしております。山岸美登利議員が留任されましたので、令和5年3月31日まで、山岸議員はこの任期がでございます。

水野智見議員が辞任されましたので、次の方の任期は、令和3年5月13日から令和5年3月31日までとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部南部広域事務組合議会議員に石原裕介君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました石原裕介君を海部南部広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました石原裕介君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました石原裕介君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、追加日程第13 選挙第8号「海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、ご提案申し上げます。

選挙第8号「海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙」。

海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

令和3年5月13日提出、蟹江町議会。議員のお名前が入ります。

提案理由。

この案を提出するのは、石原裕介議員の辞職により、組合同規約第7条第2項の規定による組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるからである。

参考といたしまして、海部地区水防事務組合議会議員の任期は4年でございます。

規約第6条に基づきまして、令和3年4月1日から令和3年5月13日まで石原裕介議員がお務めいただきまして、その後任といたしまして、令和7年3月31日までの議員を選出いただくものでございます。

補足でございますが、6条ただし書の議員といたしましては、令和3年4月1日から加藤勇吉さんが就任されていらっしゃいます。こちらも令和7年3月31日の任期でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、選挙理由の説明が終わりました。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、選挙方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区水防事務組合議会議員に黒川勝好君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました黒川勝好君を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、異議なしと認めます。ただいま指名いたしました黒川勝好君が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました黒川勝好君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第14 承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月13日提出、蟹江町長、横江淳一。

提案理由、この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律等が公布された後、同日中に本条例を公布する必要がある、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったからである。

次ページをお願いします。

専決第1号、専決処分書。

蟹江町税条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分するものとする。

令和3年3月31日専決、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町税条例の一部を改正する条例。

蟹江町税条例（昭和37年蟹江町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をさせていただきます。

なお、3ページから9ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

それでは、10ページのほうをお願いいたします。

蟹江町税条例の一部改正要点（専決）。

附則第11条（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）から附則第15条（特別土地保有税の課税の特例）まで。

地方税法の改正に伴い、土地に対して課する固定資産税の負担調整措置の特例を3年延長するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地については、前年度の税額に

据え置く特別な措置を講ずるものです。

この改正は、令和3年4月1日から適用されます。

その以下、環境性能割として3つの条文をまとめたものでございます。

第74条の4（環境性能割の税率）、第15条の2（軽自動車税の環境性能割の非課税）、第15条の2の2（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）。

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものです。減収額については全額国費で補てんされます。

次の表は、対象車ごとの軽減前後の税率表でございますので、後ほどお目直しをお願いいたします。

この改正は、令和3年4月1日から適用されます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

板倉です。

ちょっと勉強不足かもしれないのですが、この固定資産税の負担調整措置、特例3年間延長するというので、また、コロナの感染症を踏まえて、令和3年度に限りと書いてあるんですけども、この負担調整措置等による税額が増加する土地というのは、どのような土地が対象になってくるのか、その点についてお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問がございました負担調整措置によりまして税額が増加する土地のことでございますね。

負担調整措置といいますと、これも特例措置ではあるんですけども、ほぼ、ずっと前から続いている制度でございまして、恐らく今後もずっと続いていくような制度でございます。

固定資産税の税率といいますと1.4%なんですけれども、評価額にそのまま1.4%を掛けているわけではなくて、例えば商業用地等の宅地ですと、上限が70%までになっております、負担水準がですね。税額も上限が、評価額の70%掛ける1.4%が最大限、マックスになっております。

また、負担水準というのが何かと申し上げますと、前年度の課税標準額掛ける1.4%が税額になるわけですけれども、前年度の課税標準額が評価額の60%に達していないものにつきましては、前年度の課税標準額プラス今年の評価額の5%を足すという、プラスしたものが今年の課税標準額というふうになっていくわけなんですけれども、要は負担水準が低い物件につきましては、評価額の5%が加算されて、だんだん上がっていくという形になります。

実際に、あと、負担水準が60%から70%の間にある物件につきましては、前年度の課税標準額に据え置くという制度になっております。これらも全ての特例の話になってくるわけですから。

ちょっと説明が下手で申し訳ございませんが、要は負担水準が低い、評価額に対して前年度の課税標準額が低い物件については、だんだん上げていくという、5%ずつ上げていくという制度になります。

実際には、あまり今、蟹江町にはそういった物件はないわけですが、大体今、据置きになっている物件が、ほぼ蟹江町の物件になっております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ちょっと何か分かりにくいけれども、多分ほとんど蟹江町の土地等だったら、ほとんど前年の評価額と同じ、ほぼ同じぐらいで、掛ける1.4%で、そのまま継続して、ほとんど同じ税額なんだけれども、あるところで評価額より割っちゃうやつ、60%から70%については、今までだと1.4%プラス0.5%の課税をしていた……

(発言する声あり)

以下。以下の方にはプラス5%の課税をしていたやつを、それを据え置いて1.4%のまま課税……

(発言する声あり)

ああ、そういうことね。前年の税額に据え置いて、その分と同じ税額が納付になるという特例になると。

(発言する声あり)

令和3年度に限りね。

これ、今までずっとあった、延びて延びて来て、あまり僕も理解ができていなくて、ちょっと質問、前もって勉強してくればもうちょっとよかったのかなということで、ちょっと、すみませんでしたけれども、その辺お聞きしました。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他にないでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第15 議案第25号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第25号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」。

令和3年度蟹江町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億6,975万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月13日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

今回の第2号補正案につきましては、国の交付金を活用いたしまして、コロナウイルスワクチンの接種に係る医療機関への協力支援金を計上させていただくものでございます。

歳入予算、15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額が1,200万円の増額補正でございます。

内訳といたしまして、地方創生臨時交付金（新型コロナウイルスワクチン接種協力支援金交付事業）でございます。

続きまして、歳出、10ページ、11ページのほうをお願いいたします。

歳出予算でございます。

詳細につきましては、後ほどの全員協議会でご説明をしっかりとさせていただきます。

歳出予算でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額が1,200万円の増額補正、内訳といたしまして、説明欄をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業、負担金、補助及び交付金で、交付金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業協力支援金として1,200万円でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わったので、ここで暫時休憩とさせていただきます。

時間もありますので、15時50分再開といたします。10分の休憩ということで、よろしくお

願いいたします。

(午後3時40分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、引き続き会議を行います。

(午後5時01分)

○議長 佐藤 茂君

議案第25号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題になっております議案第25号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は精読とされました。

お諮りいたします。

精読になっておりました承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、議案第25号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」をこの際、日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、異議なしと認めます。したがって、2案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第16 承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

それでは、質疑がないですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第17 議案第25号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

質疑がないですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

これで、本日の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じます。

以上で、令和3年第2回蟹江町議会臨時議会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後5時04分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会前議長 安藤 洋一

蟹江町議会議長 佐藤 茂

蟹江町議会前副議長 水野 智見

14番 議員 高 阪 康 彦

1 番 議員 山 岸 美登利